

台湾支店の支店長変更の手続と費用 (台湾支店の支店長変更を申請する外国、香港、マカオの会社に適用)

本見積書は、台湾支店の支店長変更を申請する香港、マカオ及びその他の国・地域(中国本土を除く)の個人又は法人に適用されます。中国本土法人は台湾支店の支店長変更を申請する手続が異なります。詳細は啓源のコンサルタントにお問い合わせください。

弊所のサービスには、書類公証を除く台湾支店の変更登記に必要な登記事項が既に含まれています。具体的には、台湾經濟部中部弁公室への会社変更登記申請、台湾国税局への変更手続の代行が含まれます。以上の手続が全て完了した場合、台湾支店の支店長変更の手続は終了したと見なされます。

1. 支店長変更の変更登記手続

一般的に、外国会社の台湾支店の支店長変更申請手続を完了するまでには約 2 週間(14 営業日)かかります。以下の流れをご参照ください。

1.1 台湾經濟部中部弁公室への支店長変更登記申請

支店長変更申請を承認した後、台湾經濟部中部弁公室は支店変更登記承認書を発行します。

1.2 台湾国税局への支店長変更登記申請

台湾經濟部中部弁公室は支店長変更申請を承認してから 15 日以内に、国税局は支店変更登記承認書を発行します。

2. 所要時間

台湾支店の支店長変更申請手続は、台湾經濟部中部弁公室に申請してから、下表のように全ての手続が完了するまでに約 2 週間(14 営業日)かかります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

順番	項目	所要時間(営業日)	担当者
初期準備			
1	支店書類と情報の提供	お客様次第	お客様
2	取締役会の議事録と代理権限書の公証(備考 1)	お客様次第	お客様
3	会社変更登記の申請書類の作成	1 日	啓源
4	会社変更登記の申請書類への署名	お客様次第	お客様
変更登記申請			
5	印章作成	1 日	啓源
6	会社変更登記の申請書類の提出	7 日	啓源
7	会社の営業登記の申請書類の提出	5 日	啓源
合計		約 2 週間(14 営業日)	

備考:

- (1) 株主となる者は香港法人又はシンガポール法人である場合、啓源は、香港又はシンガポールにおける当該法人の書類の公証サービスが提供可能です。公証時間は約 5 営業日となります。
- (2) 上述の時間は、申請が順調に進み、お客様の協力度が高いことに基づいて算出されたものです。

3. 必要書類

- (1) 親会社の取締役会の議事録、支店長授権書の原本(駐外国台湾領事館又は外事機関による認証済、中国語訳の添付のあるもの)
- (2) 会社の実印、訴訟・非訴訟代理人印、支店長印
- (3) 支店長となる者の署名入りの当該者の身分確認書類の原本
- (4) 最近の經濟部登記証明書類の写し

4. 支店長変更登記費用

啓源は、台湾支店の支店長変更登記のワンストップサービスが提供可能です。弊所のサービス費用は下の表をご参照ください。

番号	項目	金額(新台幣ドル)
1	支店長変更登記サービス費用	30,000
2	取締役会の議事録と支店長授権書の公証料金	実際の状況による
3	取締役会の議事録と支店長授権書の作成	無料
4	政府手数料、雑費、郵便料金などの前払金(備考 1)	2,000
合計		32,000 から

備考:

- (1) 上述の費用には変更登記に使われる支店長の住所の利用料が含まれています。
- (2) 上述の費用には、政府手数料、銀行手数料、その他第三者への手数料が含まれていません。弊所は事前に請求した 2,000 新台幣ドルから実際に生じた費用を控除します。実際に生じた費用は 2,000 新台幣ドルを超えた場合、超えた部分は別途請求となります。

- (3) 上述の費用には、書類の翻訳料が含まれていません。お客様は提出する書類の中国語訳本、又は申請書類の日本語訳本が必要な場合、弊所は実際の状況に応じて、A4 用紙 1 枚につき 1,500 新台幣ドルの翻訳サービス料を請求します。

5. 手続完了後お客様に渡す書類

全ての変更登記手続を完了した後、弊社は次の書類をお客様に送付します。

- (1) 支店長変更登記を同意する台湾經濟部の承認書
- (2) 支店長変更登記を同意する国税局の承認書
- (3) 会社の実印、訴訟・非訴訟代理人印、支店長印
- (5) 会社変更登記の保存用書類

6. 注意事項

- (1) 台湾支店の支店長は、国籍を問わず(中国本土を除く)、株主から選任され、20 歳以上の成年者又は未成年の既婚者のみが務められます。
- (2) 次の各項のいずれかに該当する者は、台湾支店の支店長を務めることができません。
 - (i) 「組織犯罪防止条例」に定める罪を犯し、刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 5 年を経過しない者
 - (ii) 詐欺、背任又は横領の罪を犯し、禁錮 1 年以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (iii) 公務上の公金詐取の罪により刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 2 年を経過しない者
 - (iv) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (v) 手形の使用が拒否されて拒否期間が経過していない者

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com